



花咲スポーツ公園再整備事業に係る 募集要項（案）等の公表について

2025/11/28

観光スポーツ部スポーツ施設整備課

**ASAHIKAWA
CITY**

募集要項（案）等の公表の背景とスケジュール

新アリーナ整備の事業者募集に向けて募集要項（案）等を事前に公表し、その内容について本事業に関心のある事業者と個別対話をを行うことで、事業者の参加を促し、本市と事業者が同じ認識に立った事業提案をいただくことを目的とする。

日程	内容
令和7年10月24日	募集要項（案）・要求水準書（案）（以下「募集要項等」という。）の公表
令和7年10月24日～10月31日	募集要項（案）等に関する個別対話の参加申込の受付
令和7年11月17日～11月19日	募集要項（案）等に関する個別対話
令和7年11月26日	募集要項（案）等に関する個別対話の結果概要公表
令和8年1月	募集要項等の公表
令和8年1月	募集要項等に関する説明会
令和8年1月	募集要項等に関する質問の受付
令和8年2月	募集要項等に関する質問への回答
令和8年2月	参加資格確認申請の受付
令和8年2月	参加資格確認結果の通知
令和8年3月	一次提案書の受付
令和8年3月	一次審査結果の通知
令和8年4月	個別対話
令和8年5月	二次提案書の受付
令和8年6月	プレゼンテーション・ヒアリング
令和8年6月	優先交渉権者の公表
令和8年9月	基本協定書の締結

・10月24日（金）に募集要項（案）及び要求水準書（案）を公表。

・対話申込のあった3者と個別に質疑応答や意見交換を行った。

・個別対話の結果を踏まえ、事業者選定委員会から意見を伺い、より事業者が参加しやすい募集要項等を作成する。



民間事業者と対話する募集要項(案)等の構成

○資料は3部構成。

○この資料については、「民間事業者から幅広く意見を受け付けるために、**本事業実施の素案として取りまとめたもの**であり、募集要項（案）等の内容が**最終的な本事業の実施スキームになるとは限らない**。旭川市は、募集要項（案）等に関する個別対話の結果を踏まえて、本事業に係る募集要項等を策定する予定である。」としている。

1（仮称）旭川新アリーナ等整備事業募集要項（案）

- ・本事業の目的や基本的な考え方を伝え、本公園の魅力を高める効果的かつ効率的な提案を求め、本事業を最も適正かつ確実に行うことができる者を選定するための公募手続等を定めている。

※概要は、P3～7のとおり

2（仮称）旭川新アリーナ等整備事業要求水準書（案）（新アリーナ等）

- ・募集要項において提案を必須とする「新アリーナ」、「総合体育館の跡地又はその周辺に整備される施設」及び任意で提案できる施設のうち「新アリーナ周辺に整備する収益施設」についての要求水準を定めている。

※概要は、P8・9のとおり

3（仮称）旭川新アリーナ等整備事業要求水準書（案）（既存公園施設等）

- ・民間事業者が既存公園施設の全部又は一部の管理運営を希望する場合に、提出する提案書に求める要求水準。
- ・要求水準の内容は、既存の花咲スポーツ公園の指定管理業務に準じている。

※概要は、P10のとおり

1 (仮称) 旭川新アリーナ等整備事業募集要項（案）の概要①



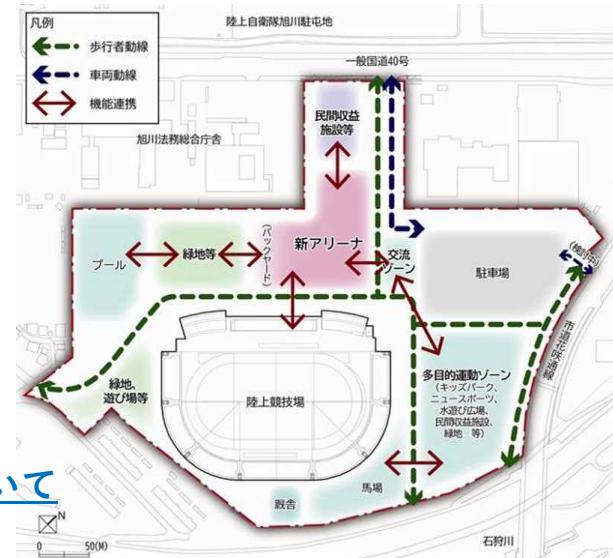
【事業の目的】

プロフィットセンター機能を有する多目的アリーナについて、民間事業者のノウハウやアイディアを活用し整備、運営することで、本市のスポーツ推進及び地域の賑わいづくりに資することを目的とする。

【事業提案を求める施設と内容】

事業方式「非保有方式」による（仮称）旭川新アリーナを事業提案

- 新アリーナは事業者が所有する施設として、基本計画でまとめた施設水準をベースに、事業者が収益等を考慮した中で提案。
- 新アリーナは「観るスポーツ」に重きを置き、市民がスポーツに触れる様々な機会を創出。
- 事業者が提供するサービスの中で、市が公共的サービスの提供を求め、その対価に対し負担することを想定。
- 公共的サービスは、東光複合体育施設との役割分担のもと、スポーツの実施の受け皿としての一部を担う想定。



収益施設や多目的運動ゾーンの整備、既存公園施設の管理について

任意で事業提案を求めます

- 新アリーナの周辺整備について、一体的整備による新たな賑わい創出や効率的な管理運営となるよう、事業者からよりよい提案を引き出し、魅力あふれる公園づくりを目指す。
- 新アリーナを核とした空間整備について、事業者が様々な選択肢の中から提案することが可能。
- 市はその提案内容について審査し、交付金制度を活用した整備を並行して行う。

1 (仮称) 旭川新アリーナ等整備事業募集要項（案）の概要②



【事業提案対象施設及び事業提案内容】募集要項（案）より抜粋

（ア）提案を必須とする施設及び提案内容

a 新アリーナ

非保有方式による施設整備及び管理運営を提案し、実施すること。

b 総合体育館の跡地又はその周辺に整備される施設

次の施設について、施設の整備内容及び管理運営方法を提案すること。なお、市が施設整備を行い、事業者が指定管理を行うことを想定しているが、他の方式による整備及び管理運営を提案することも可能とする。

(a) 駐車場（総合体育館跡地周辺）

(b) キッズパーク

(c) ニュースポーツエリア

（イ）任意で提案できる施設及び提案内容

a 新アリーナ周辺に整備する収益施設

非保有方式による施設整備及び管理運営を提案し、実施することができる。

b 既存施設

次の施設の一部又は全部の指定管理を行うことを提案し、実施することができる。

事業者は指定管理を行う施設の大規模改修の内容を提案することができる。事業者から大規模改修の内容の提案があった場合、市はその改修内容及び費用負担、改修時期、管理運営方法等について事業者と協議する。

(a) 陸上競技場 (b) プール (c) 馬場 (d) 硬式野球場

(スタルヒン球場) (e) 硬式テニスコート (f) 軟式テニス

コート (g) 軟式野球場 (h) 和弓場 (i) 洋弓場 (j) 球技場 (k) 駐車場（公園南西側）(l) 広場、園路、便所、管理事務所、危険物貯蔵庫等

1 (仮称) 旭川新アリーナ等整備事業募集要項（案）の概要③



【費用分担と役割分担】

- ・新アリーナの設計、施工、管理運営、解体については、**全て事業者が行う**。
- ・既存公園施設等を事業者が管理運営する場合は、**市の費用で事業者が指定管理を行う**。

【募集期間】

- ・工事着手から**30年間**を想定。
- ・都市公園法第5条第1項の規定による設置管理許可により設置。（法令上10年が上限のため、2回の更新手続きが必要）

【事業募集】

- ・公募型プロポーザル方式により募集する。

【参加資格等】

- ・新アリーナの「設計」「工事監理」「建設」「維持管理」「運営」について、複数の法人によるグループでの応募を求める。（既存公園施設の管理運営も提案がある場合は、「指定管理等」も含む）

※地域経済等への配慮に関する事項として、次の事項を記載

- ・「建設」は市内に本店がある法人を**1者以上含むこと**。
- ・応募者には**旭川市内に本店を有する法人をなるべく多く含むよう努めること**。
- ・事業期間を通じて、旭川市内の法人との連携・協力、旭川市内の人材の雇用等、旭川市の経済への貢献等に努めること。

		費用分担と役割分担		
		新アリーナ	既存公園施設等	
			既存公園施設	駐車場等
設計整備	実施主体	事業者	市	市
	費用負担	事業者	市	市
	位置づけ	民間事業（設置許可）	公共工事	公共工事
所有		事業者	市	市
管理運営	実施主体	事業者	事業者	事業者
	費用負担	事業者	事業者及び市	事業者及び市
	位置づけ	民間事業（設置許可）	指定管理事業	指定管理事業
解体	実施主体	事業者	-	-
	費用負担	事業者	-	-
	位置づけ	民間事業	-	-

1 (仮称) 旭川新アリーナ等整備事業募集要項（案）の概要④

【リスク分担の考え方】

本事業の実施における主なリスク（費用負担の増や損害賠償などの金銭的なリスクも含む）に関する基本的な考え方。

○共通事項

リスク	内容	負担者	
		市	事業者
税制の変更	一般的な税制の変更		○
	業務の継続に重大な影響を及ぼす変更		協議事項
事業の変更・中止・延期・遅延	市の責任による中止・延期・遅延	○	
	事業者の責任による中止・延期・遅延		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
書類の瑕疵	市が作成・公表した募集要項や業務仕様書等の瑕疵による損害	○	
	事業者が作成・提出した事業計画書等の瑕疵による損害		○
土壤汚染・地下埋設物・埋蔵文化財リスク	市が事前に提示した資料に明示されているもの		○
	市が事前に提示した資料からは予見できないもの	○	
利用者への対応	事業者が行う管理・運営業務及び提案に基づき実施する業務等に起因する訴訟・苦情・要望等の対応		○

※事業者のリスクへの対応

事業者選定時における慎重な審査のほか、次の内容を実施。

- ・実施状況のモニタリング：事業者は管理運営に関する年度業務報告等を提出、市が経営状況について確認。必要がある場合、業務改善を指示。
- ・事業破綻時の措置：市の承認を得た上で別の民間事業者に事業継承。継承しない場合は、新アリーナを撤去、又は市へ無償譲渡。

○新アリーナ及び収益施設

リスク	内容	負担者	
		市	事業者
法令変更	事業者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	△ ※協議することも想定	○
許認可の遅延等	市の事由によるもの 上記以外の事由によるもの	○	○
第三者に生じた損害	市の事由によるもの 上記以外の事由によるもの	○	○
の賠償責任			
資金調達	必要な資金確保		○
不可抗力	不可抗力(暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人的な現象)に伴う、施設・設備の修復による経費の増、事業の履行不能に伴う収入の減等	△ ※協議することも想定	○
申請・引継等の経費	事業者の申請及び施設運営の引継並びに原状回復等に伴う経費		○
運営費の増大	市の責任による運営費の増大 市以外の要因による運営費の増大	○	○
施設の修繕等	施設の損傷		○
需要変動	利用者数の変動等に伴う収入の減等		○
債務不履行	市の事由による協定内容の不履行 認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行	○	○
性能リスク	市が要求する業務要求水準の不適合に関する事項		○
損害賠償	施設の不備および施設管理上の瑕疵による事項		○
運営リスク	施設の機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等		○
その他			協議事項

1 (仮称) 旭川新アリーナ等整備事業募集要項（案）の概要⑤



【事業者募集の実施】

- ・事業者の募集開始は、令和8年1月を予定。
- ・事業者の選定は、花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会において実施。
一次審査を令和8年3月又は4月、二次審査を令和8年6月に予定。
- ・2回の審査により優先交渉件者を決定した後、基本協定締結に向けた協議や必要に応じた関係条例等の制定または改定の内容調整。
- ・協議が整った後、基本協定を締結。合わせて必要に応じた条例等の制定又は改定。
(令和8年9月を予定)

【その後のスケジュール】

- ・基本協定締結後、新アリーナの設計、建設工事に着手。
- ・新アリーナは、令和12年度中のオープンを想定。

2 (仮称) 旭川新アリーナ等整備事業要求水準書 (案) (新アリーナ等) の概要①



旭川新アリーナは、プロフィットセンター機能を有するアリーナ

【新アリーナに求める機能】

- 新アリーナは、昨年取りまとめた「花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画」の機能・規模をベースに、公園施設としても相応しい施設を求める。
- 新アリーナが、スポーツを「観る」観点から、高付加価値のサービスを提供するプロフィットセンターとしての機能が発揮される施設になることを期待する。

【新アリーナ活用事業】（市が求める公共利用）

- スポーツを「する」観点から、東光スポーツ公園複合体育施設との役割分担の下、「市民の日常的個人利用」、「スポーツ大会を目的とした施設利用」、「市事業ほかコンベンション利用」の3つの視点において役割を担い、市民がスポーツを中心とした様々な活動を行う拠点となることを期待する。
- そのための日数や時間として確保する「時間枠」への対価を負担する手法や、新アリーナのうち「公共的利用エリア」を設定した上で市が事業者からこれを借り受け、当該部分のリース料を負担する手法などにより、スポーツを「する」観点で新アリーナが果たす公共的な役割への対価を支払う想定である。

■「花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画」に定めた新アリーナの機能・規模

室 名		面 積	備 考
メイン アリーナ	競技場	2,200m ²	有効 57m×35m以上 バスケ2面、バレー2面、パド12面、卓球20面
	観覧席(固定)	2,800m ²	約5,000席、ランニングコースを含む
	その他	1,200m ²	選手更衣室、器具庫、搬入スペース、移動観覧席収納
	ラウンジ等	700m ²	個室付き談話席、ラウンジ、パンツリー トイレ、バリアフリートイレ、授乳室
サブ アリーナ	サブアリーナ	900m ²	バスケ1面、バレー1面、パド4面、卓球5面
	観覧席(固定)		約50席
器具庫		多目的運動室	卓球2面、倉庫
キッズルーム		100m ²	
トレーニングルーム		350m ²	
管理諸室		1,400m ²	事務室、医務室、審判更衣室、トピングコントロール 室、大会基盤本部室、放送室、給湯室、多目的室、 会議室(審判控室、メディア対応エリア等)、稽査室、 防災備蓄倉庫、更衣室・免電機室・機械室
共用部		4,000m ²	エントランスホール、ロビー、ショップ、飲食関連施設、更 衣室、多目的更衣室、トイレ、バリアフリートイレ、授乳 室、その他共用部
		約14,000m ²	

2 (仮称) 旭川新アリーナ等整備事業要求水準書 (案) (新アリーナ等) の概要②



【新アリーナと合わせて提案を求める内容】

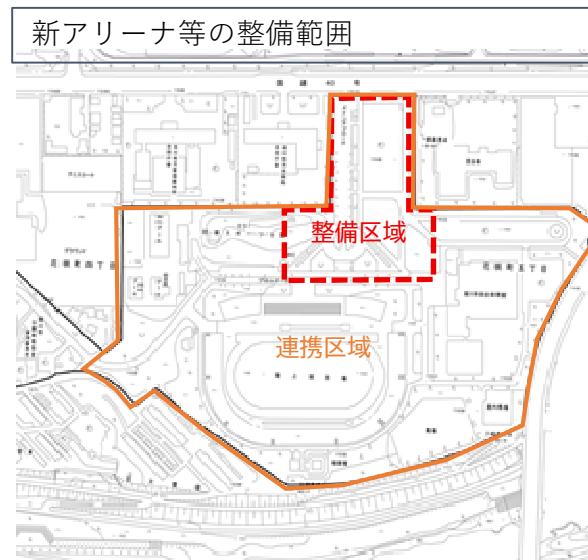
- ・現総合体育館の解体跡地に整備する「駐車場」「キッズパーク」「ニュースポーツエリア」
⇒整備内容と運営方法について提案（整備は市が行う予定）
- ・新アリーナ整備に合わせて、その周辺（連携区域）の「サイン」「照明」「緑化」の計画を求める。

【新アリーナと合わせて任意で提案ができる内容】

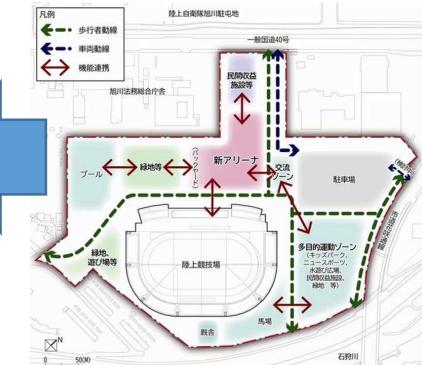
- ・飲食や物販などの収益施設
⇒整備、管理運営は事業者が実施

【新アリーナ等の整備範囲】

- ・「整備区域」に新アリーナ及び収益施設の整備を想定。
- ・「連携区域」に駐車場等の整備を想定。



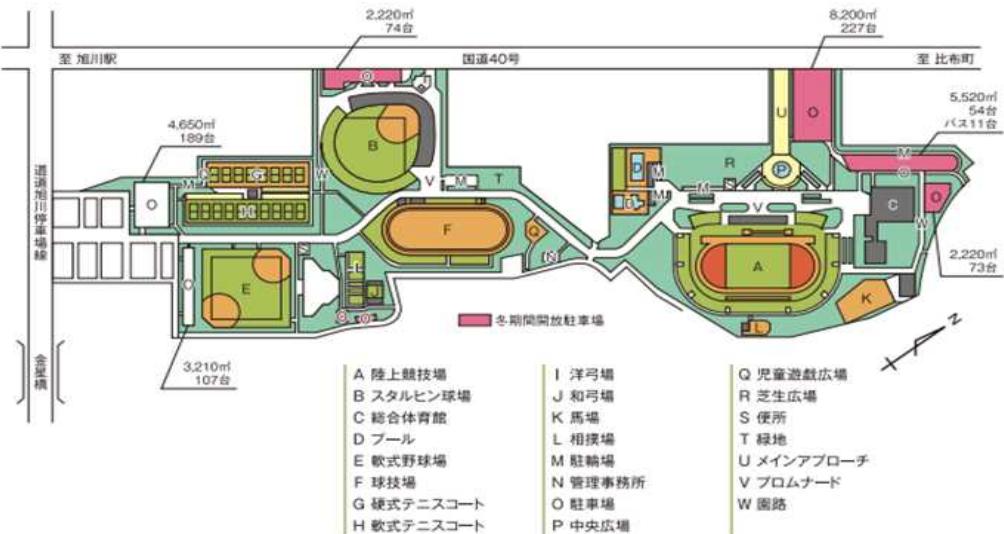
新アリーナ等基本計画より
「配置イメージ」



3 (仮称) 旭川新アリーナ等整備事業要求水準書（案） (既存公園施設等) の概要

【既存公園施設等の指定管理の要求水準】

- 既存施設等の指定管理を提案された場合、現在の花咲スポーツ公園の指定管理と同等の管理水準を求めることが想定。
- 現総合体育館の解体跡地に整備する「駐車場」「キッズパーク」「ニュースポーツエリア」の指定管理を提案された場合は、他の公園施設の管理水準を参考に、同等の管理水準を求めることが想定。



○既存公園施設

現在の花咲スポーツ公園内にある施設のうち「相撲場」以外の施設（スポーツ施設の他、園路、広場、便所なども含む）

○大規模改修

大規模改修は市が実施する想定であるが、協議によって事業者（指定管理者）が実施することもできる。

○自主事業

既存公園施設においても、利用者サービスの向上や施設の効用を高めることを目的に、事業者（指定管理者）が自主事業を実施することができる。